様式７

措　置　入　院　決　定　の　お　知　ら　せ

○　○　○　○　殿

平成　　年　　月　　日

○　○　○　知事

１　あなたは、精神保健指定医の診察の結果、入院措置が必要であると認めたので通知します。

２　あなたの入院は、【①精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の規定による措置入院　②精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の２の規定による緊急措置入院】です。

３　あなたの入院中、手紙やはがきなどの発信や受信は制限されません。ただし、封書に異物が同封されていると判断される場合、病院の職員の立ち会いのもとで、あなたに開封してもらい、その異物は病院にあずかることがあります。

４　あなたの入院中、人権を擁護する行政機関の職員、あなたの代理人である弁護士との電話・面会や、あなた又はあなたのご家族等の依頼によりあなたの代理人となろうとする弁護士との面会は、制限されませんが、それら以外の人との電話・面接については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。

５　あなたは、治療上の必要性から、行動制限を受けることがあります。

６　もしもあなたに不明な点、納得のいかない点がありましたら、遠慮なく病院の職員に申し出て下さい。

　　それでもなお、あなたの入院や処遇に納得のいかない場合には、あなた又はあなたのご家族等は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に請求することができます。この点について、詳しくお知りになりたいときは、病院の職員にお尋ねになるか又は下記にお問い合わせ下さい。

　都道府県知事の連絡先（電話番号を含む。）

７　病院の治療方針に従って療養に専念して下さい。

８　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３カ月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。

９　この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に限り、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して３カ月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。